

静岡市における困難な問題を抱える女性支援の現状について

1 本市における女性が抱える問題の現状

法第2条は、困難女性支援法に基づく支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)」と規定しています。

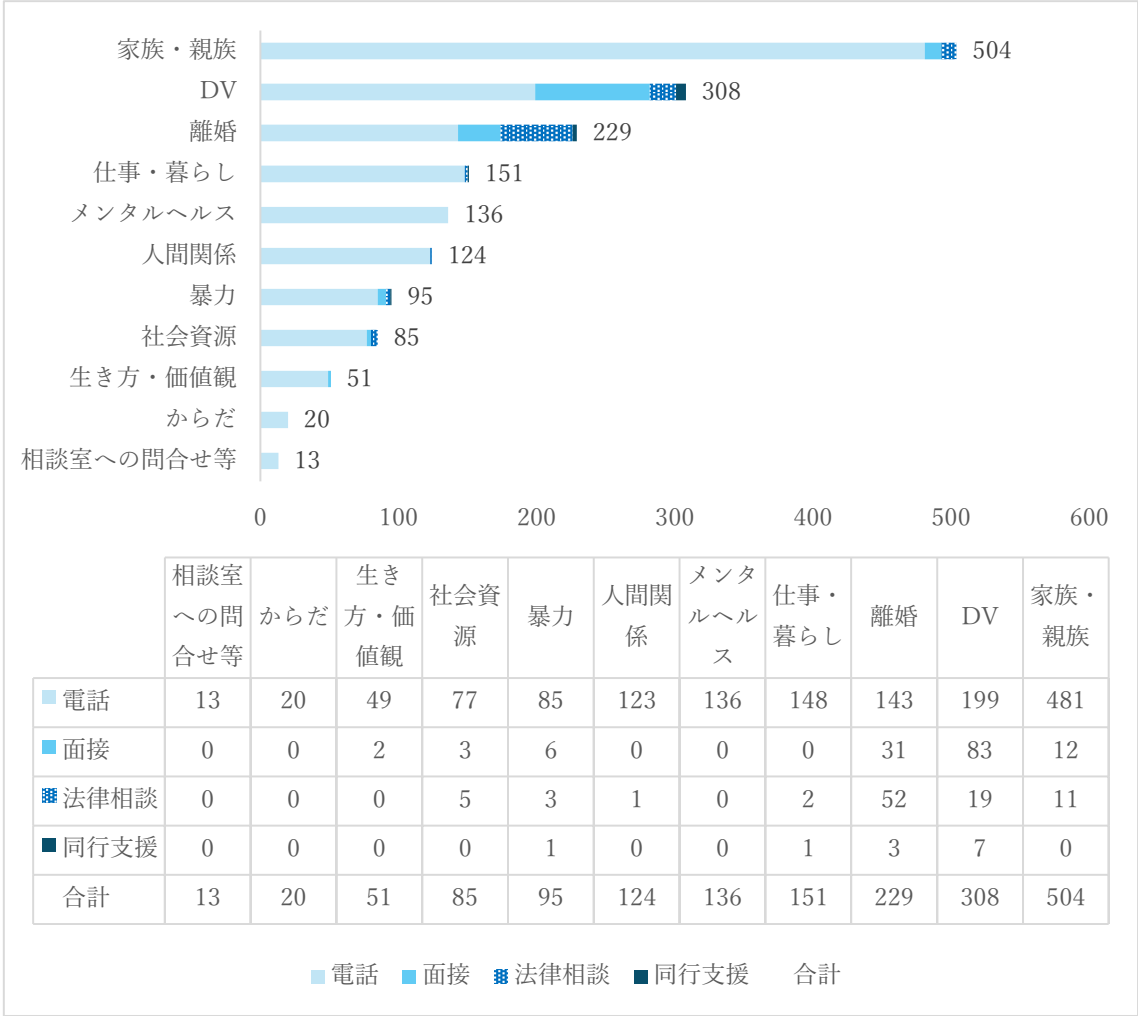
◇女性のための総合相談

本市では、静岡市女性会館(アイセル 21)に女性を対象とする総合相談窓口を設置し、女性の様々な相談や悩みについて電話と面接及び同行支援で対応しています。

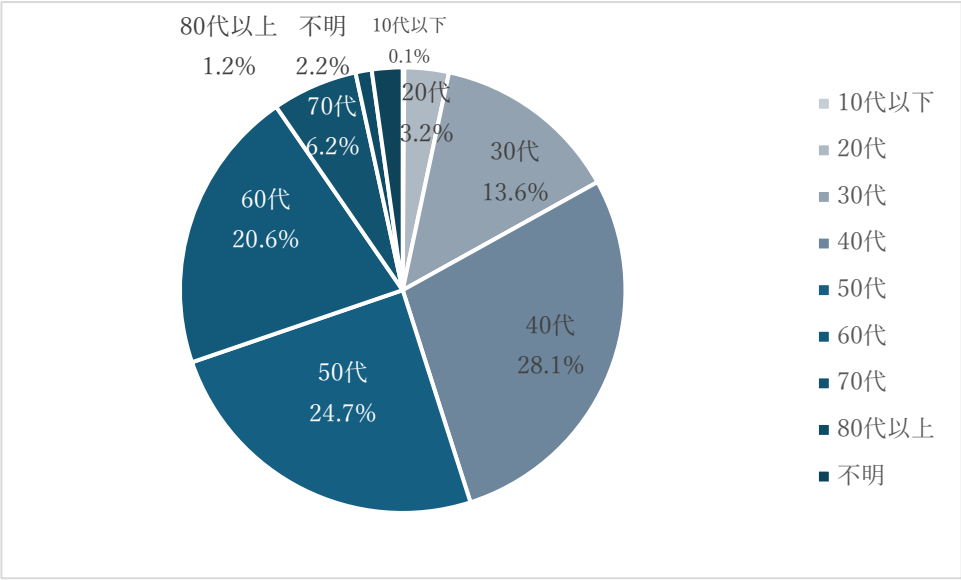
令和5年度の相談内容では、「家族・親族関係」が最も多く、29.5%を占めています。2位が「DV」18.1%、3位は「離婚」13.4%と続きます。DV や離婚の相談が多い面接相談では、「DV」が 60.6%を占めました。また、40 代、50 代が相談全体の半数を占めました。

県の調査によると、女性が抱える問題は、性的な被害、ドメスティック・バイオレンス(DV)、精神的問題、生活困窮等、様々な分野にわたるとともに、相互に絡み合っているため、複雑になっていることがわかります。

図表 1-1 令和5年度 女性のための総合相談 相談項目と手段の内訳



図表 1-2 令和5年度 女性のための総合相談 相談者の年代



図表 1-3 女性のための総合相談 相談件数の推移



◇配偶者暴力相談支援センター

本市では、配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者などパートナーから振るわれる暴力(DV)の相談に応じ、問題解決に向けた情報提供や制度の案内、緊急時の安全確保の調整、保護命令制度の利用援助を行っています。

図表 1-4 女性相談支援員(静岡市)の主訴別相談受付件数

			H30	R1	R2	R3	R4	R5	割合
人間関係	夫等	離婚問題	19	17	16	19	18	9	1.3%
		薬物中毒・酒乱	1	0	3	0	0	1	0.1%
		夫等からの暴力	452	463	455	453	480	451	66.5%
		その他	19	33	31	14	11	13	1.9%
	親族	親の暴力	51	79	80	92	100	89	13.1%
		その他の親族からの暴力	18	18	16	23	16	19	2.8%
		その他	10	11	12	7	10	1	0.1%
	子ども	養育困難	0	2	0	3	1	0	0.0%
		子どもからの暴力	25	18	17	31	15	30	4.4%
		その他	17	17	5	10	3	4	0.6%
	交際相手	同性の交際相手からの暴力	0	0	0	1	0	0	0.0%
		交際相手からの暴力	12	12	13	10	7	10	1.5%
		その他	3	1	3	3	1	1	0.1%
	その他	男女問題	0	1	1	2	0	0	0.0%
		家庭不和	2	6	5	3	2	10	1.5%
		その他の者からの暴力	9	9	6	16	12	8	1.2%
		その他	25	12	11	6	6	8	1.2%
		ストーカー	1	3	1	2	1	1	0.1%
小計			664	702	675	695	683	655	96.6%
経済関係	生活困窮	6	3	0	5	0	2	0.3%	
	求職	2	0	0	0	0	0	0.0%	
	その他	3	2	2	3	1	1	0.1%	
	サラ金・借金	1	0	1	0	2	5	0.7%	
小計			12	5	3	8	3	1.2%	1.2%
医療関係	病気	2	3	1	2	0	0	0.0%	
	妊娠・出産	1	1	0	1	0	0	0.0%	
	精神的問題	0	1	5	4	4	7	1.0%	
	その他	1	0	0	0	0	1	0.1%	
小計			4	5	6	7	4	1.2%	1.2%
その他	不純異性交遊	0	0	0	0	0	0	0.0%	
	売春強要	0	0	0	0	0	0	0.0%	
	人身取引	0	0	0	0	0	0	0.0%	
	住居問題	4	3	1	6	5	3	0.4%	
	帰宅先なし	1	3	3	0	1	4	0.6%	
	ヒモ・暴力団関係	0	0	0	0	0	0	0.0%	
	5条違反	0	0	0	0	0	0	0.0%	
	小計	5	6	4	6	6	1.0%	1.0%	
合計			685	718	688	716	696	678	100%

◇本市におけるその他の相談窓口

対象は、女性のみに限定してありませんが、以下のような相談支援を設置しています。

図表 1-5 本市における相談窓口

相談	相談概要
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように、犯罪被害者等のニーズに応じた精神的・身体的被害や経済的な困難等に対して、相談対応や支援を行う総合案内窓口
静岡市多文化共生総合センター	外国人住民に係る生活上の相談や情報提供を多言語(やさしい日本語を含む)で行う。
市内の働きたいシニアのための就労支援窓口「NEXT ワークしずおか」	定年後の人、子育てを終えた人などおおむね60歳以上の人の“働きたい”を応援するための就労サポート窓口。
インクルーシブ雇用推進事業	障害者手帳を持たない障がいのある方、難病患者、ニート、ひとり親など就労困難者を対象とした就労支援。
地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者の相談窓口として、多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見・防止などに対応する。
精神保健福祉相談	こころの悩みや病気、障がいに関するご本人やご家族からの相談支援を実施。 精神保健福祉士、保健師による、精神の病気の相談や障がいの相談に応じる。本人だけでなく、家族の相談にも応じる。
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターにおいて、居場所兼相談窓口として子育て世帯や妊婦を対象に相談に応じる。
ヤングケアラー面接相談	困難を抱える0～39歳の子ども・若者及びその保護者に対しての相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供及び助言を行うことにより、主訴解決に向けた支援や相談者の不安の軽減を図る。
24時間子ども若者電話相談	いじめや友達関係、勉強、進路、ヤングケアラーなどについて悩む39歳までの子ども・若者及びその保護者、関係者に電話相談による支援を行う。
ひきこもり支援	市内在住の、15歳から64歳までのひきこもり当事者およびその家族を対象に、相談支援や訪問支援、居場所活動、広報啓発活動等を実施する。
市立こども園保育ソーシャルワーカー活用事業	困難を抱える世帯の相談事項に対応し、問題の解決に向けて関係機関に繋ぐことができる保育ソーシャルワーカーを配置することにより、世帯の問題を改善し、保育教諭の負担軽減を図るとともに、就学先の小学校と情報を共有することによる就学後の継続支援を円滑に行う。
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭の児童の話し相手、相談相手、遊び相手等になるボランティアのホームフレンドの派遣を行う。
ひとり親家庭相談窓口設置事業	ひとり親家庭が気軽に生活相談、就労相談ができる相談窓口を設置
ひとり親サポートセンター運営事業	ひとり親家庭の親を対象に、生活・就業・養育費等の相談を実施
妊娠期から乳幼児期における母子保健相談	保健師や助産師等が実施する母子保健相談

こども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児の包括的支援及び個々の家庭に応じた継続的な相談支援を実施する。
養育支援訪問事業	児童福祉法第6条の3第5項に基づき、養育支援を特に必要とする子育て家庭に、保育士・看護師等が訪問し、助言指導等の支援を行う。
産後ケア事業	出産後1年未満の心身の回復への不安や育児不安がある母子に対して、助産所等へ宿泊、通所または助産師が対象者宅を訪問して保健指導やケアを行う。
問題を抱える子どもたちへの対応	スクールカウンセラーや教育相談員が児童生徒が抱える心の問題に対し、支援を行う。また、学校だけでは解決が難しい問題は、スクールソーシャルワーカーと連携し、支援を行う。
にじいろ電話相談	静岡市女性会館において、セクシュアリティや性別違和で悩んでいる方、または周囲の方からの相談に電話で応じる

◇その他、支援の取組について

アウトリーチ、一時保護、居場所の提供、自立支援などの取組

◇庁内のヒアリング

・支援が必要な女性がなかなか相談窓口にとどり着けない状況が課題であると感じている。アウトリーチが必要であるが、体制が整っていない。

・親(家庭)の原因は、病み、経済的、知的な問題、親と疎遠で1人で子育て、さまざま。その原因によってさまざまな機関、民間団体と連携する必要がある。

・自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験に起因する、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化している

困難例 DV、貧困、性暴力、性的搾取、障害、精神疾患、若年妊娠、非正規雇用、外国籍など

◇民間支援団体

現在ヒアリング中(～10月)

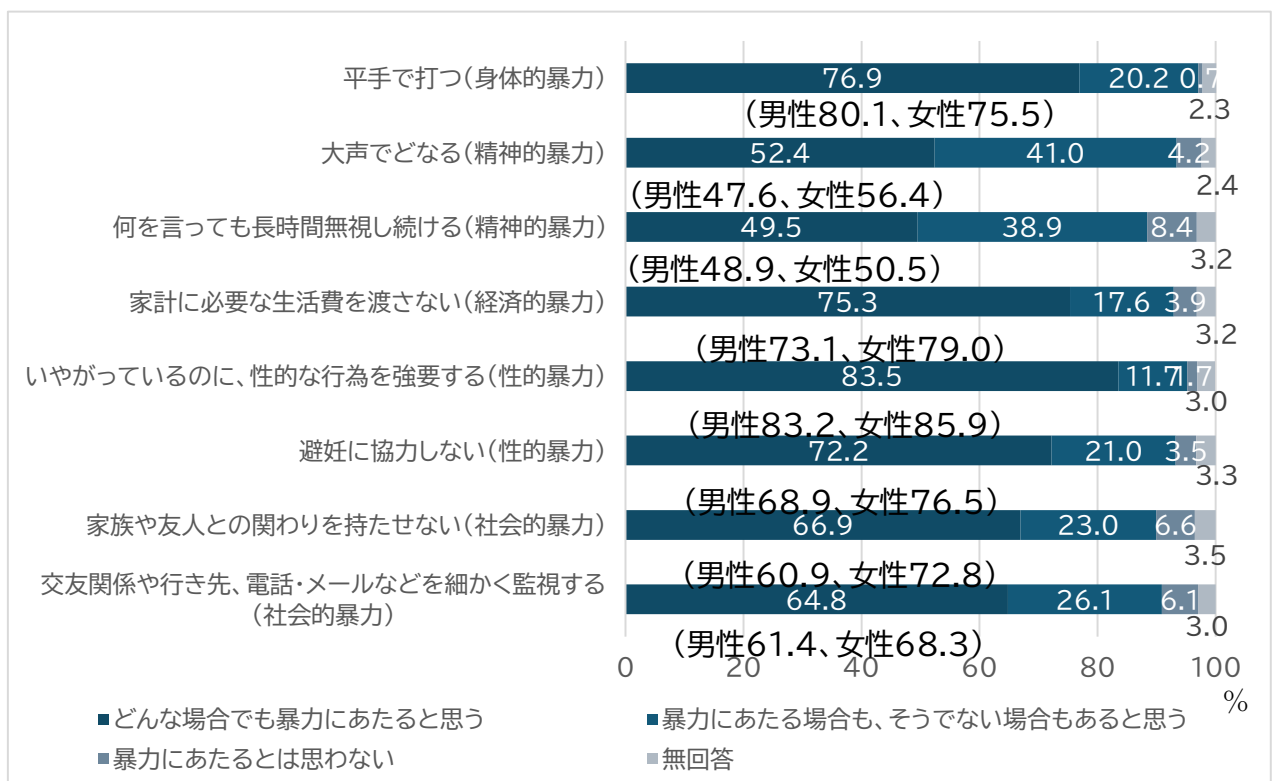
2 課題別の現状

(1) DV

2023(令和5)年に実施された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の27.5%、男性の22.0%は配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%、男性の7.2%は何度も受けていると回答しています。配偶者からの被害を受けたことで、生活上の変化があったかを聞いたところ、「自分に自信がなくなった(28.4%)」「夜、眠れなくなった(23.2%)」「心身に不調をきたした(21.8%)」「生きているのが嫌になった・死にたくなった(17.6%)」などの回答が多くなっており、DVの被害は当事者の心身に深刻な影響を及ぼします。

2021(令和3)年度に実施した市民意識調査において、夫婦間の暴力に該当する図表2-1に掲げる行為について、暴力として認識しているか聞いたところ、身体的暴力である「平手で打つ」を除き女性より男性の割合が低くなっています。また、精神的暴力については、男性の認識は半数以下という結果となっています。

図表 2-1 配偶者間の暴力の認識



また、同調査において、配偶者からの暴力に関する相談窓口の認知度(女性)を調べたところ、「警察」が69.0%と最も高く、次に「市役所」41.3%という回答でした。「1つも知らない」と回答した人も10.1%いました。

さらに、ドメスティック・バイオレンス(DV)経験者(女性)の相談先は、最も多い回答は「誰にも

相談しなかった」が49.2%でした。次に、「家族や親戚」が32.5%、「友人・知人」で16.9%でした。

国の調査(「男女間における暴力に関する調査」2023 年)によると、配偶者からの暴力を相談しなかった理由(女性)は、次の通りで、相談することの大切さを理解してもらうことを含めた啓発や情報発信をしていく必要がある。

- ・相談するほどのことではないと思ったから。46.7%
- ・自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから。33.3%
- ・相談してもむだだと思ったから。21.9%
- ・恥ずかしくて誰にも言えなかったから。21.0%
- ・自分にも悪いところがあると思ったから。17.1%
- ・他人を巻き込みたくなかったから。16.2%

(2) 仕事・暮らし

静岡県地域包括支援ケア・誰もが活躍推進本部が2023(令和5)年度に実施した「多様な就労困難者の就労及び社会参画促進支援事業の拡大可能性調査」をもとに作成予定

- 抱えている働きづらさの要因（問8）について、「精神障害」、「加齢による体力低下」といった健康問題を抱えている人が比較的多く見られるが、要因は多様で、回答者の8割は何らかの働きづらさの要因を抱えている。また、働きづらさの要因を抱えている人のうち4割は複数の要因を抱えている。

問8 あなたの個性又は状況に当てはまるものを教えてください。（〇はいくつでも）

選択肢	回答者数	割合(%)
1 身体障害	8	7.1
2 知的障害	8	7.1
3 精神障害	21	18.6
4 発達障害	14	12.4
5 高次脳機能障害	1	0.9
6 難病	2	1.8
7 依存症アルコール等	0	0.0
8 がん	2	1.8
9 その他就労を妨げる障害・疾患	8	7.1
10 ひとり親	8	7.1
11 加齢による体力低下	20	17.7
12 家族の介護	10	8.8
13 ニート	5	4.4
14 ひきこもり	14	12.4
15 外国人	0	0.0
16 性的マイノリティ	1	0.9
17 犯罪や非行をしたことがある刑務所出所者等	2	1.8
18 家庭の事情	6	5.3
19 年齢に比べて就労経験が少ない就職氷河期世代等	4	3.5
20 その他の働きづらさの要因	22	19.5
21 該当なし	18	15.9
不明	8	7.1
合計	113	-

<働きづらさの要因の有無>

選択肢	回答者数	割合(%)
働きづらさの要因を抱えている	95	84.1
（うち働きづらさの要因を複数抱えている）	46	40.7
合計	113	100.0

◇アンケート調査

- ・男女共同参画フォーラムしずおかの女子高校生に向けたアンケート
- ・Web アンケート(9月～10月)(参考:資料6)